

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところであり、地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしているので、引き続き御協力を御願いたい。なお、推薦に当たっては、貴管内市区町村の取り組みからも幅広く選んでいただくようお願いしたい。

8. 児童手当について

児童手当は、本人からの申請に基づき市町村長が認定して、はじめて受給権が発生する制度であり、従来より、制度の周知に努めていただいているところであるが、受給対象者が児童手当の申請を知らなかったことなどによるトラブルが発生しないよう、更なる周知の徹底をお願いしたい。

なお、市町村が独自に取り組んでいた児童手当制度の案内を母子健康手帳に記載する周知方法については、昨年12月15日付母子保健課長通知雇児発第1215001号「母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について」において、児童手当制度の案内を任意記載事項として取り入れ、本年4月1日以降、使用されることとなったので、お知らせする。

また、周知の一助として、児童手当制度のリーフレット等を作成中であり、できあがり次第、登録のあった必要部数を送付するので活用をお願いしたい。